

財政を所管する立場の財務省九州財務局・福岡財務局より派遣される<sup>りっかいかん</sup>立会官により、平成29年8月8日より実施され、朝倉市では、平成29年12月28日に終了しました。

今回の災害査定では、被害が甚大であることを踏まえ、災害査定の実務においては、既に述べたように、以下のような効率化が実施されました。

#### ○設計図書の簡素化

設計図書の作成において、航空写真や代用断面等の活用により測量・設計期間を短縮

#### ○書面による査定上限金額の引き上げ

会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額を、原則300万円までを3,500万円までに引き上げ（朝倉市では、全て実地査定が行われた）。

#### ○現地で決定できる災害復旧事業費の金額を、原則4億円までを、6億円までに引き上げ

## (2) 公共土木施設の災害査定の実施

### 1) 災害査定を受けるための業務の流れ

被災自治体における災害復旧事業の流れは、既に示しましたが（図-5.1.2 参照）、このうち、被災自治体にとって、短期間に最も技術力、労力を必要とされる部分が、災害査定申請のための「査定設計書の作成」と言えます。

この作成のため、「測量・設計」、「関係機関協議」、「積算」が必要となり、その後、「申請書作成・提出」を経て、「災害査定」を受けることとなります。以下、これらの一連の業務について、簡単に記します。

### 2) 測量・設計とその進捗監理等（（一社）九州地域づくり協会による支援）

災害復旧に当たる職員は被災箇所の実態をまず把握し、被災の規模、内容の把握、原因解明、復旧工事の基本方針立案、復旧工法の検討、設計を行う必要があります。また、必要に応じて地質調査等を行う必要もあります。

しかし、これらの実務を限られた時間の中で災害復旧班の職員のみで行うには膨大な作業量のため難しく、測量・設計会社の協力を最大限得つつ業務を実施しました。

さらに、今回は災害箇所数も極めて多数でしたので、発注した測量・設計業務の進捗管理を行う必要が出てきました。この測量・設計会社と朝倉市職員との窓口・調整役を図-5.2.2に示しましたように、（一社）九州地域づくり協会が担当しました。その主な業務内容は、以下のとおりでした。

#### ○被災自治体と測量・設計会社との窓口・調整役

測量・設計会社は、既に述べた3グループ（約50社）より構成されていました。

このため、的確に進捗監理を行うためにそれぞれに事務局（窓口役）を設けるとともに、各事務局並びに会社個々とのメールによる連絡網を確立しました。また、（一社）九州地域づくり協会職員のデスクに直通電話を設置し、上記事務局や会社個々からの相談・質問への対応や日程調整等の窓口機能全般を担当しました。

### ○災害査定に係る測量・設計業務の進捗監理

進捗監理は、前記した「第2回合同説明会（留意事項説明会）」でその必要性や記入事項等を説明後、運用開始しました。進捗状況表（表-5.2.3 参照）は（一社）九州地域づくり協会職員による独自の様式を作成した上で、各事務局を通じて配布・集約しました。具体的には、各事務局を通じて全社（46社（12月末時点））の作業進捗状況を毎週水曜日時点で整理し、進捗状況表を毎週金曜日までに提出して貰うこととしました。その全体を取りまとめて朝倉市へ報告し、災害査定の円滑化を支援しました。このため進捗状況表の提出が遅い会社には、各事務局を通して催促し、的確な進捗状況の把握に努めました。

No	会社名	所属	災害申請作業件数					合計
			未着手	測量中	測量済	設計中	設計済	
1						6	2	8
2			1	9	1	5	1	17
3			23	4	5	2		34
4			14	6		5	1	26
5			6	6			8	20
6			10	2			1	13
7			3			2		5
8				2				2

表-5.2.3 測量・設計業務の進捗状況表

### ○進捗監理業務等の枠組

今回の測量・設計の進捗監理等業務の災害復旧事業全体での枠組を、防災に関する市町村支援方策に基づき整理すれば図-5.2.4 となり、新たな支援業務として位置づけられます。なお、この進捗監理業務等の詳細とその評価は、（一社）九州地域づくり協会の冊子<sup>3)</sup>に報告されています。

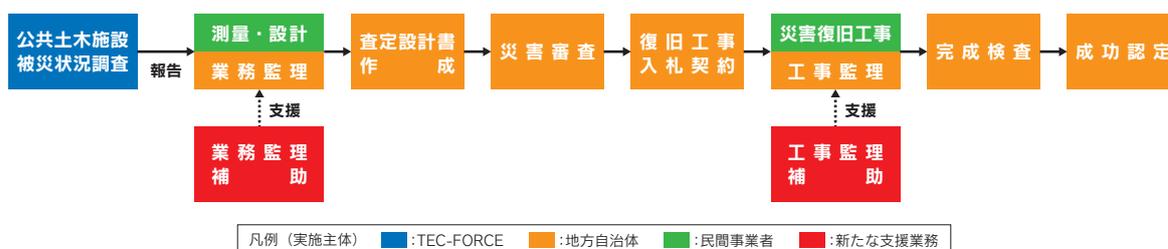


図-5.2.4 測量・設計の進捗監理業務等の災害復旧事業全体での枠組  
（出典：防災に関する市町村支援方策に関する有識者懇談会資料を一部加工）

以下に、測量・設計業務の例を示します。



現場における測量作業

復旧工法立案・設計図面作成

写真-5.2.17 測量・設計業務の例<sup>1)</sup>

### 3) 関係機関協議

災害復旧事業の範囲の決定や復旧工事の設計に当たっては、事業範囲内の民地の地権者と協議しておくことが必要です。また、被災施設が朝倉市以外の施設管理者の施設と効用を兼ねているものは、災害復旧事業の二重採択を防ぐために、その施設管理者との協議も必要です。

このように、必要となる関係機関と協議を行った後、設計内容を確定して行きました。

### 4) 積算

災害復旧事業費を積算するに当たっての労務・材料単価及び歩掛は、国土交通大臣の同意を得たものを使用する必要があります。今回の積算に当たっては、総合単価方式を基本として、必要に応じて積み上げ方式を併用して行いました。

積算は、応援の職員を含めて、朝倉市の職員が担当しました。

(総合単価とは、災害復旧費用を算出する場合に通常は積上積算を行いますが、災害査定事務を合理化及び簡素化する観点から、例えばブロック積み護岸の場合、被災延長に総合単価(円/㎡)を乗じて工事費用を容易に算出できるよう設定された単価です。積上積算は、必要工種の労務費、材料費、機械経費に所定の数量を乗じ、個々の費用を積み上げて算出する方法です。国土交通省のHP参照)

### 5) 申請書類作成(目論見書、査定設計書、添付図面等)

上記の「測量・設計」、「関係機関協議」及び「積算」を経て、最終的に、災害申請書類一式を作成しました。

### 6) 災害査定

災害申請書類一式に基づき、被災した現地において、復旧工法の妥当性を申請者(施設管理者:朝倉市)、査定官(国土交通省)、立会官(財務省)の三者で協議をして、その場で復旧費(災害査定決定額)を決めました(6億円以上は保留)。

今回は、すべて実地査定での決定となりました。災害査定を受けるに当たっては、朝倉市の職員は、査定の日程等を考慮しながら、担当者を配置し、現地での説明を行いました。

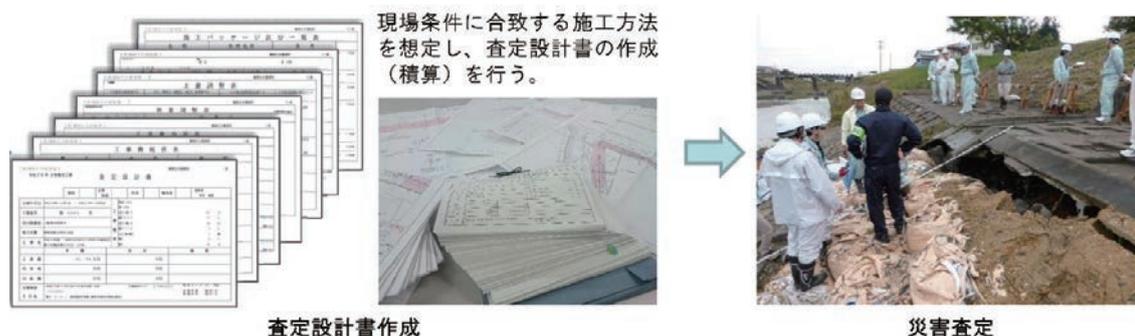


写真-5.2.18 災害査定実施状況の例<sup>1)</sup>

### (3) 災害査定結果

公共土木施設の査定結果の概要は、この章の冒頭に示しましたが、公共土木施設の査定申請箇所図を以下に示します。

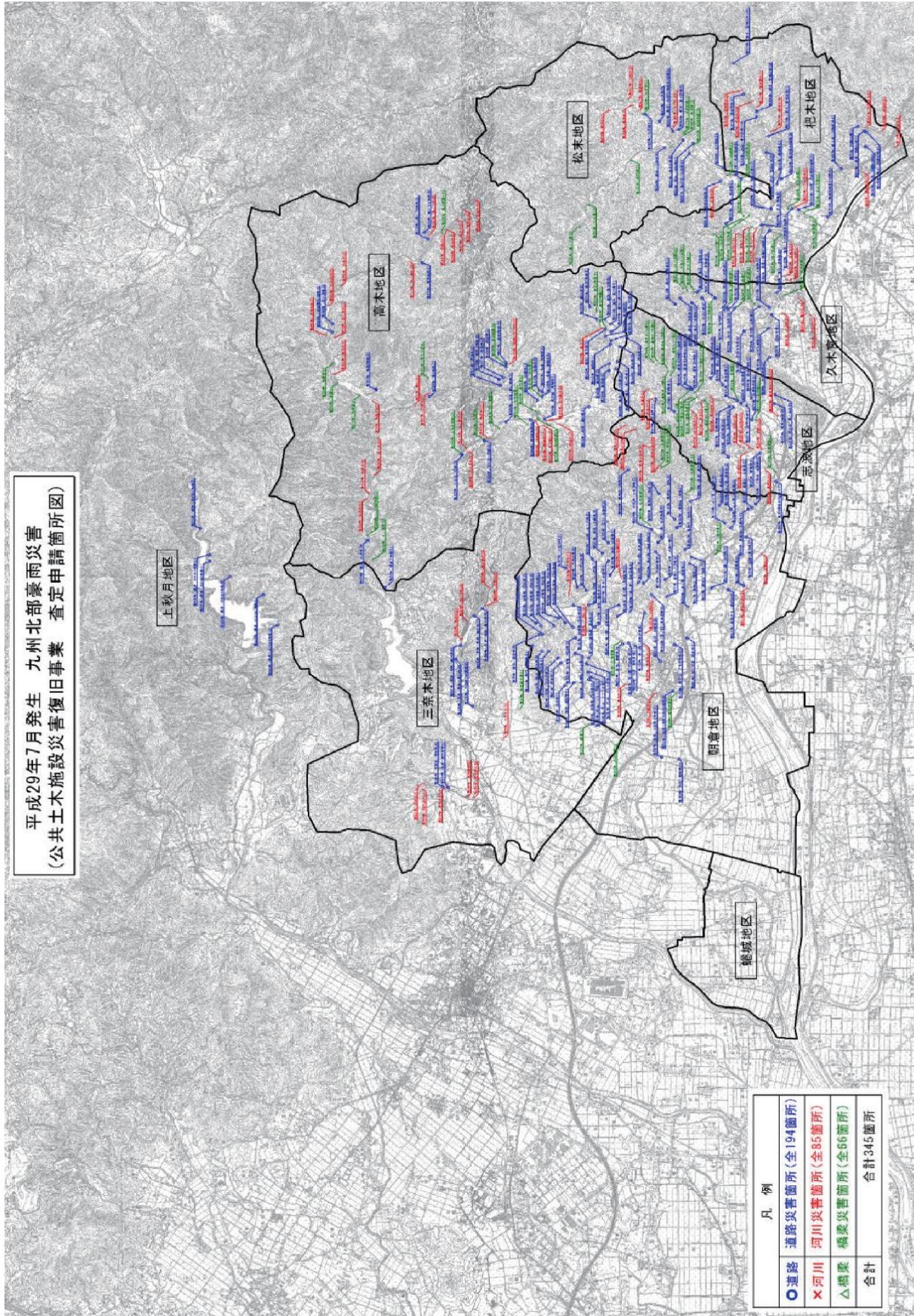


図-5.2.5 公共土木施設災害復旧事業 査定申請箇所図

## 5.2.4 今回の災害復旧事業の特徴と福岡県の災害復旧事業計画の紹介

### (1) 国による河川の権限代行の実施

#### 1) 土砂・流木の撤去

今回の豪雨では特に、福岡県管理区間の筑後川水系赤谷川、大山川及び乙石川（いずれも朝倉市）の流域では、上流で山腹崩壊が多数発生したことに伴い、大量の土砂や流木により河道が埋塞され、次の出水時に二次災害が発生するおそれが極めて高い状況となりました。

このため、緊急的な対策が必要であるとともに、土砂の流動性が高いことなどにより高度な技術を要することから、福岡県知事からの要請を受け、改正河川法（平成29年6月）に基づく、新たに創設した権限代行制度により、国が緊急的な河道の確保に向けた土砂等の除去を実施<sup>4)</sup>することとなり、平成29年7月19日には、土砂・流木の撤去工事が開始されました。



写真-5.2.19 現地に到着する国土交通省のバックホウ



写真-5.2.20 国による土砂・流木の撤去

#### 2) 本復旧工事の権限代行<sup>5)</sup>

上記のとおり、被害が特に大きかった赤谷川、大山川、乙石川においては、河川法に基づく権限代行制度を活用し、国が二次災害防止のための工事を実施してきましたが、福岡県知事の要請を踏まえ、河道整備や流木等貯留施設の整備など本格的な復旧工事についても、新たに国が実施する旨を福岡県知事に回答し（平成29年12月1日）、工事が開始されています。



写真-5.2.21 完成した1号土砂止め工(仮設)の状況(H29.12.27)



写真-5.2.22 完成した2号土砂止め工(仮設)の状況(H29.12.27)

## (2) 施設の「全損」扱いや一定災の採択等

### 1) 「全損」としての扱い

国土交通省は、平成 29 年 10 月 31 日の記者発表<sup>6)</sup>で、以下の方針を明らかにしました。

—— (記者発表資料の一部を引用) ——

[1] 大量の土砂等による埋塞が著しい施設については、「全損」として災害査定を行えるようになりました。

これにより、

- ・被災状況の調査を行うために大量の土砂等を撤去すると、多大な労力と時間を要するが、大量の土砂等を掘り返す前に災害査定を受けることができるため、災害査定が迅速化され、本格的な災害復旧事業に早期に着手できる
- ・改良復旧事業の計画検討に早期に取りかかることができることから、地域の復旧・復興が迅速化されます。

さらに、「一定災」について、以下の方針を明らかにしました。

—— (記者発表資料の一部を引用) ——

[2] さらに、著しく被害を受けた一連区間について、川幅を拡げるなど一定の計画に基づいて行う災害復旧事業（一定災）を、土砂等により大きな被害を受けた今回の洪水対応に活用します。

### 2) 災害復旧事業の適用拡充について初採択（一定災等）

国土交通省においては、平成 29 年 12 月 1 日の記者発表<sup>7)</sup>で、上記の「全損」扱いを福岡県が管理する「北川」、「白木谷川」、「赤谷川」、「乙石川」「大山川」等で採用するとともに、「一定災」としての事業採択を、福岡県が管理する「北川」、「白木谷川」、「赤谷川」、「乙石川」「大山川」で行うことが発表されました。埋塞が著しい河川の洪水対応としての一定災の採択は、初めてのこととなりました。

また、水系内の支川を一つのまとまりとみなしての災害復旧助成事業としての採択が、桂川水系：桂川、荷原川、新立川、妙見川及び大肥川水系においてなされました。

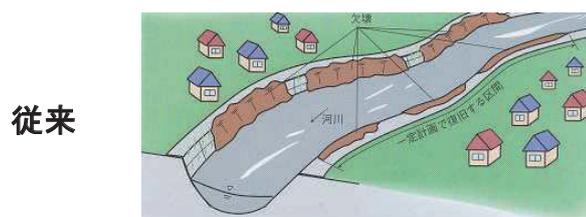
これらの事業は「九州北部緊急治水プロジェクト」の一環として 3～5 年間に集中的に実施するとのことでした。

その後、朝倉市が管理する「奈良ヶ谷川」も一定災が適用されました（平成 29 年 12 月 25 日）。これは、市管理河川としては、初めての事例となりました。さらに、平成 30 年 2 月 9 日の記者発表では、朝倉市が管理する「小河内川」、「平川」への一定災としての事業採択がなされました。

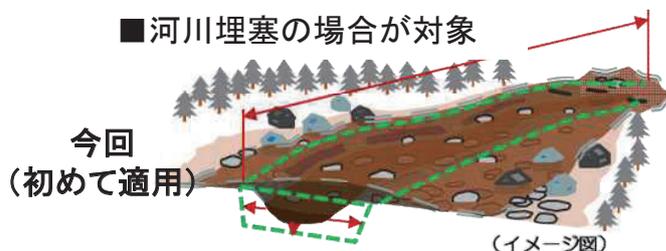
## 災害復旧事業(一定災)の適用(拡充)

②著しく被害を受けた一連区間について川幅を拡げるなど一定の計画に基づいて行う災害復旧事業(一定災)を、土砂等により大きな被害を受けた今回の洪水対応に活用。

■洪水による河岸の決壊の場合が対象



■河川埋塞の場合が対象



※一定災: 広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪、地すべり、崩壊等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事

**査定設計書の作成などの事務手続き  
及び地方負担が軽減**

図-5.2.6 一定災の適用の説明図(12月1日の記者発表資料<sup>7)</sup>より)

### 3) 改良復旧事業等について全て採択

朝倉市が管理する「小河内川」と「平川」への一定災としての採択が発表されたことで、改良復旧事業等(災害復旧事業(一定災)、災害復旧助成事業及び災害関連事業)の全てが採択完了となりました(国土交通省記者発表、平成30年2月9日資料<sup>7)</sup>より)。

改良復旧事業の最終の採択結果を、図-5.2.7に示します(国土交通省記者発表、平成30年2月9日資料<sup>7)</sup>より引用)。

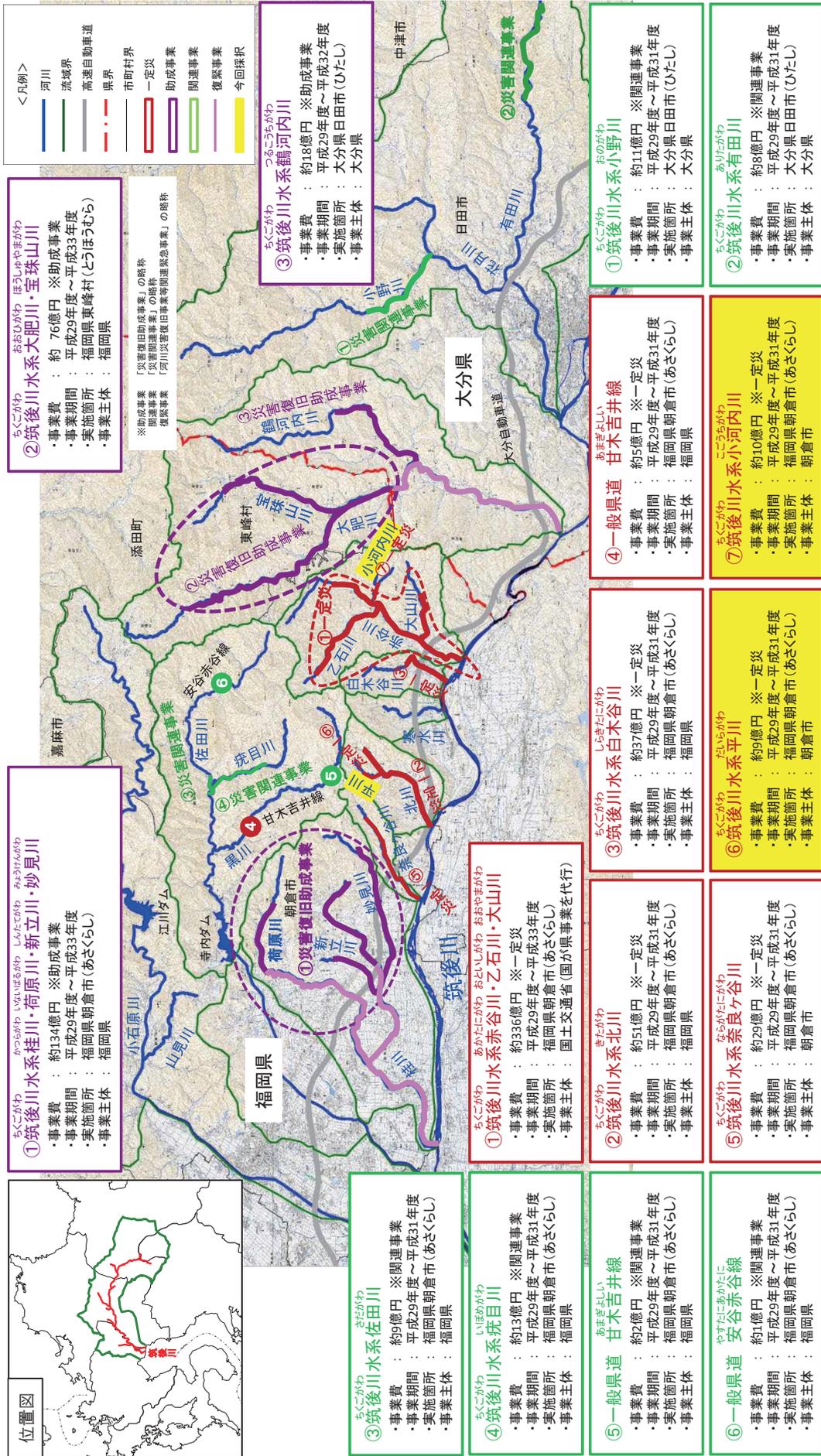


図-5.2.7 災害復旧工事の等の適用拡充<sup>8)</sup>



## 2) 各施設の災害復旧事業計画の概要

### ○道路災害復旧事業

従前どおりの通行ができるように、復旧工事を行うとともに、道路沿いの崩れた法面の補強など、より安全性の高い道路整備を行うとのことです（一例として下図を参照）。

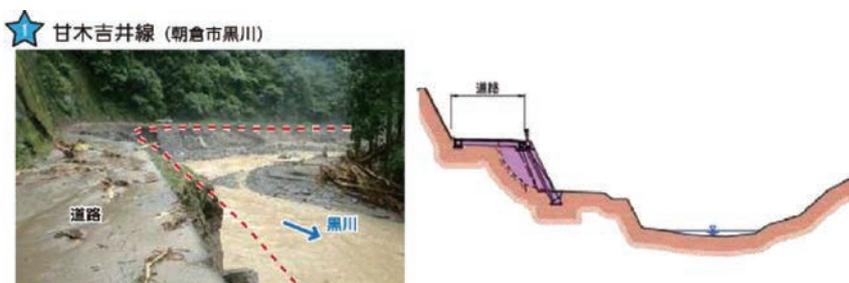


図-5.2.9 福岡県の道路災害復旧事業計画の一例(第3章の文献22より)

### ○河川災害復旧事業

被災箇所を元に戻す原形復旧のみならず、今回と同規模の降雨に対しても住家の浸水被害が解消できるように、河川断面の増大、橋の架け替え、堰の改築などの河川の機能を向上させる改良復旧にも取り組むとのことです（一例として下図を参照）。



図-5.2.10 福岡県の河川災害復旧事業計画の一例(第3章の文献22より)

### ○砂防災害復旧事業

「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」の土砂災害が発生した箇所において再度災害が生じないように、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防ダム等の新設や斜面の対策工事を行うとのことです（一例として下図を参照）。



図-5.2.11 福岡県の砂防災害復旧事業計画の一例(第3章の文献22より)